

■入居時に主に自立して生活できる方のための施設・住まい

	概要	年齢	利用手続	所管	整備数
養護老人ホーム	身体、精神、環境及び経済的な事情により居宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上必要なサービスが提供される施設。	65歳以上	市町村福祉事務所の措置により決定	厚生労働省	953カ所 (2002年度末現在 厚生労働省 平成14年度社会福祉行政 業務報告より)
軽費老人ホームA型	身寄りの無い者及び家族との同居が困難な人が、低額な料金で利用する施設(給食サービス付)。費用は原則、全額自己負担。但し、事務費は所得に応じて負担。	60歳以上	施設と利用者との契約 A型は所得制限あり (月収33万円以下)	厚生労働省	239カ所 (2002年度末現在 厚生労働省 平成14年度社会福祉行政 業務報告より)
軽費老人ホームB型	家庭環境、住宅事情等の理由で、居宅において生活することが困難な人で、自炊ができる程度の健康状態の人が、低額な料金で利用する施設(自炊)。費用は全て、自己負担。	60歳以上			35カ所 (2002年度末現在 厚生労働省 平成14年度社会福祉行政 業務報告より)
ケアハウス	身体機能の低下、高齢等の理由で、独立して生活するには不安がある人を対象。日常の生活において、自立していることが入居条件とし、居住機能と福祉機能を併せ持つ低額利用の施設。	60歳以上	施設と利用者との契約 所得制限なし	国土交通省	1,499カ所 (2003年8月シニアライフ 情報センター調べ)
生活支援ハウス (高齢者生活 福祉センター)	一人暮らしおよび夫婦のみの世帯で、高齢等のため独立して生活することに不安のある人が利用する施設。過疎対策や特養からの退去者対策として整備された。老人デイサービスセンターに居住部門等の要素をあわせた複合施設。費用は、国庫補助。一部自己負担。	60歳以上	市町村による利用決定		1,800カ所 (2004年度見込み ゴールドプラン21より)
シニア住宅	都市再生機構、地方住宅供給公社や認定民間法人が供給し、高齢者に配慮した仕様・設備を備え、日常の安心を確保するサービスや高齢者に配慮した家賃等の支払い方法を採用した住宅。 (財)高齢者住宅財団が一定の基準に基づき、認定を行う。終身利用権や賃貸方式による入居制度で生活に必要なサービスをトータルに提供。	60歳以上	事業者と入居者との契約	国	18カ所 (2003年10月現在 高齢者住宅財団調べ)
高齢者向け 優良賃貸住宅	民間事業者、社会福祉法人、地方住宅供給公社、都市再生機構等が供給する、高齢者の身体特性に配慮した仕様を備え、緊急通報サービス等が利用可能な高齢者向けの賃貸住宅。生活援助員(LSA)による生活支援サービス(相談、安否確認など)の派遣を受けることも可能。都道府県知事や政令市、中核市の市長が高齢者向け優良賃貸住宅制度※の認定基準に基づき認定している。整備費補助や家賃減額補助を受けているものもある。(※高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく制度)	60歳以上	事業者と入居者との契約	省	認定195カ所 5,005戸 (都市公団整備分を除く 値) (高齢者住宅財団調べ)

シルバーハウジング	地方公共団体などによる賃貸住宅で、高齢者の身体特性に配慮した設計の住宅。付帯設備と生活援助員（L S A）による相談、安否確認、緊急時対応サービスを提供。	60歳以上 （東京都 65歳以上）	地方公共団体、都市再生機構と入居者との契約	平成15年3月末現在 634団地17,409戸 （高齢者住宅財団ホームページより）
有料老人ホーム	民間が主体となって設置運営する施設。元気なときから利用でき、介護が必要になっても住み続けることができる。終身利用権方式、賃貸方式などがあるが、90%が終身利用権方式を採用している。	原則 60歳以上	施設と利用者との契約	厚生労働省 330カ所 （2003年現在 シニアライフ情報センター調べ）
高齢者円滑入居賃貸住宅	高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅として登録されたもの。登録情報は、都道府県・市町村の窓口など、または本ホームページで閲覧可能。（登録住宅には高齢者向け優良賃貸住宅を含む）。	—	不動産業者の仲介等により賃貸人と契約	国土交通省 約6万戸 （2004年2月現在）

■要介護の方のための施設・住まい

従来の呼称	概要	年齢	利用手続	監督官庁	整備数
医療 機 関	療養型医療施設	65歳以上	病院と患者との契約	厚生労働省	3,957カ所 （2003年8月31日現在 独立行政法人福祉医療機構ホームページより）
	老人保健施設	65歳以上	施設と利用者との契約		3,010カ所 （2003年8月31日現在 独立行政法人福祉医療機構ホームページより）
公的 福 祉 施 設	特別養護老人ホーム	65歳以上	施設と利用者との契約		5,068カ所 （2003年8月31日現在 独立行政法人福祉医療機構ホームページより）
	ケアハウス	65歳以上	施設と利用者との契約		112カ所 （2003年8月31日現在

民間 ホーム		て特養レベルのケアを行なうことができるケアハウス			シニアライフ情報センター調べ)
	有料老人ホーム	民間が主体となり設置運営する施設。近年、社宅やホテルなどをリフォームしたものが多くなり、一棟借りによって経営コストを低くおさえられるため、入居一時金が安くなっている。多くの施設が要介護者を対象に運営している。終身利用権方式・賃貸方式などがあり、設備面で施設による格差が大きい。	65歳以上	施設と利用者との契約	492カ所 (2003年8月シニアライフ情報センター調べ)
	グループホーム	社会福祉法人や医療法人、NPO法人や民間企業などが、要介護状態の認知症高齢者に対して、家庭的な雰囲気のある場を通じて食事、入浴、排せつ等の生活上の介護を提供する。5～9人を1ユニットとし、スタッフと入居者が家庭的な雰囲気の中でともに生活する施設	65歳以上	施設と利用者との契約	3,575カ所 (2003年8月31日現在 独立行政法人福祉医療機構ホームページより)

「要介護者」とは、65歳以上で介護を必要とする人、もしくは40歳以上65歳未満でパーキンソン病などの「特定疾病」により介護が必要となった人のことです。